

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年3月6日

支出負担行為担当官

札幌管区気象台長 石田 純一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している空港気象ドップラーレーダー装置の定期保守点検および緊急保守作業（以下、保守点検という）を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4項の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本装置の構造及び動作等の詳細を熟知している法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、4項の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名

空港気象ドップラーレーダー装置定期点検等

(2) 業務内容

既存の空港気象ドップラーレーダーの機能を保全し、観測精度の維持を図るための点検・調整および部品交換行うものである。

(3) 履行期限

令和9年3月31日

3 業務目的

既存の空港気象ドップラーレーダー装置の保守点検を行い、常に本来の性能を発揮できるよう正常な状態を保つとともに、次期点検時までに機能の維持が困難と認められる部分について、資料を提出させることにより、効率的かつ的確に対策を行うことを目的とするものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8・9年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有するものであること。

- ③ 札幌管区气象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。
- (2) 技術力に関する要件
- 空港気象ドップラーレーダー装置が航空気象観測情報を提供する機器であることを理解し、航空気象観測業務等に支障を与えない技術を有すること。
- (3) 設備・システムに関する要件
- 空港気象ドップラーレーダー装置の性能・機能に関する仕様を理解し、保守点検を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような点検・調整を行うとともに、システム全体として所要の性能を発揮させる技術を有すること。
- (4) 守秘性に関する要件
- ① 札幌管区气象台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
 - ② 札幌管区气象台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。
- (5) 業務執行体制に関する要件
- 履行期限までに保守点検を完了する体制を有すること。
- (6) 業務実績に関する要件
- ドップラーレーダー装置の保守点検に係る実績を有すること。
- (7) その他必要と認める要件
- 本ソフトウェアに使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造並びに改変する権利を有している。もしくは許可を受けられること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒060-0002

札幌市中央区北2条西18丁目

札幌管区气象台総務部会計課 調査官（契約担当）

電話 011-611-6152

(2) 説明書の交付期間及び場所

令和8年3月6日（金）から令和8年3月19日（木）まで、（1）に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年3月23日（月）17:00まで、（1）に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）すること。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において

て北海道地域の競争参加資格を有していない場合も、5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には、当該資格を有していなければならない。

（5）詳細は説明書による。